

判決年月日	平成26年11月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成26年(行ケ)10097号		
○ 名称を「扁平形非水電解質二次電池」とする発明について、先願発明と同一ではないとして、無効審判請求を不成立とした審決を、同一性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条の2, 29条2項

(関連する権利番号等) 無効2013-800022号, 特許第5072123号, 特願平10-338734号

被告は、名称を「扁平形非水電解質二次電池」とする発明（本件発明）についての本件特許（特許第5072123号）の特許権者である。原告が、本件特許の無効審判請求をしたところ（無効2013-800022号）、特許庁は、無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明は、放電容量を大きくするために、負極板と正極板とをセパレータを介して5面以上積層した扁平形非水電解質二次電池である。

一方、先願発明（特願平10-338734号の願書に添付した明細書等に記載された発明）も、負極板と正極板とをセパレータを介して積層させた扁平形非水電解質二次電池である。なお、先願発明の特許請求の範囲は、正極板と負極板の対向面の面数を限定していないが、その図面には、正極板と負極板との対向面が3面となっている旨の記載がある。

審決は、本件発明と先願発明との間に、①正極板と負極板との対向面の面数、②正極板と負極板の合計対向面積とガasketの開口面積との大小関係の2点において、両発明との間に実質的相違点があるとして、その同一性を否定した（なお、本件発明は、引用発明から容易想到ではない旨の認定判断もしている。）。

本判決は、次のとおりに認定判断をして、審決の同一性判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

① 先願発明は、正極板と負極板とを積層することにより、正極板と負極板との対向面積を大きくしようとするものであり、また、正極板と負極板との積層数（すなわち、正極板と負極板との対向面の面数）が多くなればなるほど、正極板と負極板との対向面積がこれに比例して単純に大きくなることも明らかである。そうであれば、先願発明には、正極板と負極板との対向面を3面とすることだけではなく、複数のもの、すなわち、2面や4面以上とすることも記載されているに等しいといえることができる。

② 正極板と負極板との対向面積は、通常、絶縁ガasketの開口面積よりやや小さいものであるから、先願発明において、対向面が5面のものの対向面積が、ガasketの開口面積よりも大きいことは明らかである。